

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

冒頭、これ通告をさせていただいておりませんけれども、おとついの朝日新聞、そして本日の共同通信でございませけれども、元最高裁長官、山口繁元長官が、この安保法制、このようにおっしゃっております。

集団的自衛権の行使を認める立法は違憲と言わなければならぬ、憲法九条についての従来の政府の解釈は単なる解釈ではなく、規範へと昇格しているものである、九条を改正するのが筋であり、それが正攻法でしようというふうにおっしゃっております。

また、安倍内閣が限定的な集団的自衛権が認められるその論理の根拠としてありますいわゆる昭和四十七年政府見解の読替えについて、「何を言っ

ているのか理解できない。「憲法上許されない」と「許される」。こんなプラスとマイナスが両方成り立てば、憲法解釈とは言えない。」というふうにおっしゃっています。

また、同様に、限定的な集団的自衛権行使の合憲の根拠としている驚くべき安倍内閣の暴論、砂川判決の見解について、「非常におかしな話だ。」「砂川事件の判決が集団的自衛権の行使を意図して書かれたとは到底考えられません。」というふうにおっしゃっているところでございます。また、集団的自衛権を我が国が行使するのであれば、当然安保条約を変えるべきであるということをおっしゃっているところでございます。

皆様御承知のとおり、最高裁長官は、憲法の番人というふうに尊称をもって、日本の、我が国の法の支配、そして立憲主義を守るとりどとして我が国の法の支配の中に位置付けられていたところでございます。

中谷大臣に伺います。  
この元憲法の番人の方がおっしゃる安保法制についての憲法解釈、違憲であると明確におっしゃっているんですけども、これは間違いであるとお考えでしょうか。簡潔に答弁をお願いします。  
○国務大臣(中谷元君) 御指摘の報道は承知いたしておりますが、現役を引退された一人の発言に政府の立場でコメントをすることは差し控えてさせていただきます。

いずれにしましても、政府は、繰り返し申し述べているとおりです、この法案は合意である。すなわち、これまでの政府見解の基本的な論理は全く変わっておりません。また、この基本的論理は、政府が述べているだけでなくて、砂川判決による最高裁判決の考え方を軌を一にするものでございます。

○小西洋之君 この山口繁元長官は、当然、砂川判決が出された後に最高裁長官を務められた方です。その方が、砂川判決を限定的な集団的自衛権行使の合憲の根拠とする、その安倍内閣の考え方を真つ向から否定されているわけでございます。

しかし、この憲法の番人のお考えを、私人であっても関係ないですよ、日本、我が国の法の支配を守ってきた、ほかに並ぶ者がいない、まさに法と憲法の専門家の方の見解でございます。しかし、それを否定されました。

実は、もう一人、番人としてあがめられていた方がいらつしやいます。内閣法制局長官でございます。最高裁元長官は憲法の番人と尊称を与えられておりました。内閣法制局長官は法の番人という尊称を与えられておりました。

横島内閣法制局長官に伺わせていただきます。先ほど私が申し上げましたこの山口繁元最高裁長官の見解、憲法違反であるという見解、砂川判決は根拠にならないという見解、そうした見解は全て間違いであると、法の番人として、元憲法の番人に対して、その見解は間違いであるというふうにお考えでしょうか。大臣の答弁よりも長い答弁はお控えください、大臣に失礼ですから。簡潔にお願いします。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 御指摘の報道は承知しておりますけれども、一々の御意見についてコメントはいたしません。

○小西洋之君 内閣法制局長官というのは法の番人のなぜ尊称を与えられるかという、違憲立法を体を張って阻止する、それが内閣法制局長官の役割でございます。我々国会が定めた内閣法制局設置法に基づいて、政府の中の法の支配を守るために、政府が違憲立法を国会に提出するのを阻止するために内閣法制局長官は存在するのであります。安倍内閣総理大臣のために、安倍内閣のため存在するのはございませぬ。

では、なぜ法の番人と呼ばれるか。  
今、お手元に資料が三ページございますけれども、初めに七月一日の閣議決定を、コピーがございませぬけれども、横書きの、それを一枚めくっていただいて、マジックで二ページ目がございませぬ。法の番人の何たるかについて、横島長官の先輩である本物の内閣法制局長官の発言がございませぬ。マジックの二ページの高辻元内閣法制局長官の

この言葉、「・・・同局の」以下、これを横島長官、読み上げていただけますでしょうか。

○政府特別補佐人(横島裕介君) これまでにも何回か読み上げたことがあると思いますが、重ねてのことでございませぬので読み上げます。

・・・同局の法律上の意見の開陳は、法律的良心により是なりと信するところに従つてすべきであつて、時の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって都合であるかという利害の見地に立つてその立場をしのぐというような無節操な態度ですべきではない。

○小西洋之君 今、委員長を始め同僚委員の皆様が共有していただいた元内閣法制局長官、高辻長官のこの矜持、これが本物の法の番人の矜持でございます。

しかし、この横島長官、もう皆様御案内のとおり、論理的に憲法違反ではないかという質問をしても、いわゆる三百代言を駆使して、まともな答弁をされないところでございます。

実は、先ほど申し上げました山口繁元長官は同じインタビューでこういうふうにおっしゃつております。朝日新聞でございませぬけれども、内閣法制局の現状をどう見ているかという質問に対して、「非常に遺憾な事態です。法制局はかつて「内閣の良心」と言われていた。」「内閣法制局は、時の政権の意見や目先の利害にとらわれた憲法解釈をしてはいけません。」「このように元最高裁長官がおっしゃつていらっしゃるわけでございます。まさに、先ほど横島長官に読み上げていただきました高辻元内閣法制局長官の矜持と全く同じ文言が、軌を一にする文言、趣旨が言われているところでございます。

菅官房長官に伺わせていただきます。  
横島法制局長官、私、元霞が関の官僚でございます。まして、菅長官がかつて総務大臣だったときに、総務省で入れ違いにいらしたと思ひますけれども、課長補佐を務めさせていただきまして、まさに、霞が関で内閣法制局長官というのは法の番人として尊敬の念を持たれていたところでございませぬ。

す。しかし、今その霞が関の官僚、いろんな方々が私知り合いでいらつしやいますけれども、横島長官は安倍総理の顧問弁護士というふうに言われております。国民の憲法をまさに意図的に、恣意的にねじ曲げて、そして国会でその内容、答弁を求められれば、全く論理的に關係ない破綻したことを繰り返す。まさに三百代言を繰り返す。法の番人ではなくて、安倍総理の顧問弁護士というふうに言われております。

菅長官に伺います。横島長官の、法の番人として、先ほど、山口繁元最高裁長官、憲法の番人の見解を否定されました。菅長官も同じく、山口繁元最高裁長官の見解は間違つていらっしゃるかと考えます。簡潔に答弁をお願いします。

○国務大臣(菅義偉君) 先ほど防衛大臣が答えたとおりであります。

○小西洋之君 山口元長官の見解を否定されました。まさに、磯崎総理補佐官が法的安定性は関係ないというふうにおっしゃつておりますけれども、内閣全体としてそういう意思であるということ御確認をさせていただきます。

では、この山口元最高裁長官の見解が正しいということ立証を試みさせていただきます。お手元の資料を御覧いただけますでしょうか。先ほどの七・一閣議決定、めくつていただいて、二ページでございます。

中谷大臣に伺います。ちよつとテンポよく伺わせていただきます。

この二ページですね、二ページの上。ここは、七月一日以前の憲法九条の下における自衛権の発動の要件、いわゆる自衛権の三要件が書かれているところでございます。真ん中の、昭和六十一年の森清衆議院議員。憲法九条の下において認められる自衛権の発動としての武力行使は、我が国に対する急迫不正の侵害があること……(発言する者あり) 我が国に対する急迫不正の侵害があること、これを排除するために他の適当な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという三要件に該当する場合に限られると解

しているというふうになっているところがございます。

中谷大臣に伺います。簡潔に答弁ください。この三要件は限定的な集団的自衛権を法理としては含まない、まあ当たり前です、だからこそ新三要件を作ったんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) これは自衛隊が充足した当時でございます、いわゆる旧三要件、個別自衛権に基づく三要件であるという理解しております。

○小西洋之君 簡潔に答えてください。限定的な集団的自衛権を法理としてこの三要件は含まない、七月一日以前の三要件、当たり前のことを聞いています。何で答えられないんですか。イエスカノーかで答弁ください。

○国務大臣(中谷元君) 第一要件に我が国に対する急迫不正の侵害があることということで、前の三要件であると認識しております。

○小西洋之君 もう一度だけ聞きます。限定的な集団的自衛権を法理としてその前の三要件は含まないという理解でよろしいですか。何でこんなことが答えられないんですか。イエスカノーかで答えてください。

○国務大臣(中谷元君) 昭和二十九年当時の安全保障環境を当てはめた要件であると思っております。(発言する者あり) あつ、六十年、六十年です、昭和六十年。これは、旧三要件で、我が国に対する急迫不正の侵害があるということで、昭和六十年の発言であると思っております。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起しててください。

○小西洋之君 びつくりするような答弁拒否が来ましたので、では別の聞き方を、これは答えられないはずですので。

三要件、七月一日以前の九条の下の自衛権発動

の三要件は限定的な集団的自衛権の行使を許容していないと、そういう理解でよろしいですね。

○国務大臣(中谷元君) そのとおりだと思います。当時の当てはめに於いて自衛権の範囲で考えたということで、集団的自衛権は入っていないというところでございます。

○小西洋之君 では、三部資料を配らせていただいたうちの防衛庁の政府見解ですね、この横書きの大臣、お手元に、見ておられますか。秘書官、すぐ渡していただけますか。お手元にありますか、防衛庁の政府見解、この横書きのもので、中谷大臣に聞きますので、早く資料をお手元に。三つお配りしているうちの一番上です。

お手元に今行きました。では、質問させていただきます。そのマジックを引いたところですね。こちらですね、三部資料をお配りさせていただいておりますので、「自衛行動の範囲について」というものでございます。

中谷大臣に伺います。このマジックを引いているところですね、憲法九条の下において許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の三要件、我が国に対する急迫不正の侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の実力行使にとどめるべきことに該当する場合に限られると解しているということですね、私も読み上げました自衛権発動の三要件に係るこの三つの事項、これは、先ほど確認いただいた昭和六十年、二十九年でも結構ですけど、三要件と全く同じ内容という理解でよろしいでしょうか。当たり前のことを聞いています。

○国務大臣(中谷元君) そのとおりであると思っております。

○小西洋之君 ありがとうございます。では、先ほどの三要件、昭和二十九年あるいは昭和六十年の三要件には限定的な集団的自衛権は許容されていないという答弁をいただきました。そうすると、今確認いただいたこの防衛庁の政府見解の中に自衛権発動の三要件に該当する場合は

憲法九条の自衛権の発動は限られると書いていますから、この中には限定的な集団的自衛権は許容されていないと、この文章の三行において、という理解でよろしいですか。

○国務大臣(中谷元君) 当時の認識といたしましてはそうであったと思えます。

○小西洋之君 当時の認識というのがよく分からないんですが、許容されていないということでしょうか。許容されているか、されていないかだけを答えてください。

○国務大臣(中谷元君) 当時の三要件でございますので、許容されていないということでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。明確な答弁をいただきました。では、先ほどの横島長官に読み上げていただいた紙にまた戻っていただきまして、一枚めくって三ページに行っていただけまずでしょうか。

昭和四十七年政府見解の中に集団的自衛権があることを発見した、昭和四十七年政府見解でございますけれども、四十二年ぶりに今まで誰にも発見されていなかった集団的自衛権をこの中に発見した、だから憲法違反ではないんだというふうに安倍内閣は言っているところでございます。その考え方でございますけれども、三ページの議事録、これはもう確認させていただいたもので、私が読み上げて、最後、中谷大臣にこのおりで間違いな確認だけさせていただきましたけれども、上の線を引いたところですね。集団的自衛権のうち限定されたものは、昭和四十七年政府見解のいわゆる基本的な論理①、②に現に含まれていると、法理として含まれているということ、それは、下ですね、昭和四十七年政府見解を作ったときに、作った当時から法理として含まれている、こういう理解でよろしいですか。イエスだけで結構です。

○国務大臣(中谷元君) これは、①、②、まさに基本的論理でございますので、含まれているという

うことでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。次めくっていただきますと、ちょっとこれは私、安保法制を阻止するための本を書かせていただいたんですけれども、ちょっと飛ばさせていただきます。八月三日の私が横島長官に質問させていただきましたことですが、もう確認させていただきますけれども、いま一度中谷大臣に伺わせていただきます。

この昭和四十七年政府見解を作った方ですね、当時の内閣法制局長官の吉國さん、次長の真田さん、一番上の二重線のところを御覧いただけますか、角田第一部長さん、あと起案された早坂参事官、この方々が、その下の方に行っていたら、限定的な集団的自衛権を含む基本的な論理を、一番下の段落に行っていたら、右側ですね、この四人の頭の中にその基本的な論理が当時からあったら、その当時からあった限定的な集団的自衛権の論理をこの昭和四十七年政府見解に書き込んだと、そういう理解でよろしいですかと私が聞いたら、横島長官は、下線のところですが、基本的な論理の部分は、その四十七年政府見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていた。

つまり、限定的な集団的自衛権を含む基本的な論理を頭の中に持っていて、それを四十七年政府見解の中に書き込んだというふうな横島長官は答弁しているんですけど、こうした答弁は政府の見解としてよろしいでしょうか。イエスカノーかだけをお願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 横島長官が答弁したとおりでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。では、これから安倍内閣が行った解釈改憲、そして安保法制を根底から覆す追及をさせていただきます。

実は、昭和四十七年政府見解には二つの政府見

解があるというふうなことが、先ほど申し上げたように、先ほどの三要件、昭和二十九年あるいは昭和六十年の三要件には限定的な集団的自衛権は許容されていないという答弁をいただきました。そうすると、今確認いただいたこの防衛庁の政府見解の中に自衛権発動の三要件に該当する場合は

解があつたんです。今まで、安保国会が開かれてから、衆議院からずつと追及されている限定的な集団的自衛権が含まれているという政府見解と同時に、実は全く同じ日です。昭和四十七年の十月十四日に、こちらは内閣法制局が作つて参議院の決算委員会に提出した、こちらは防衛庁が作つて参議院の決算委員会に提出した、そしてそれは同じく、一か月前の九月の十四日、社会党の水口議員の要求によつて作られた政府見解でございます。

中谷大臣に伺います。先ほど中谷大臣は、この防衛庁の政府見解には限定的な集団的自衛権は許容されていないと明確に答弁をなさいました。しかし、この昭和四十七年政府見解には、これを作つた人の頭の中に限定的な集団的自衛権の論理があつて、それが書き込まれているんだと今明確にお認めに、答弁をなさいました。同じ日に我が参議院に提出された政府の政府見解が矛盾するんです。

中谷大臣に伺います。安倍内閣として、どちらの政府見解が正しいと考えているんでしょうか。両方正しいのか、あるいは両方間違つて居るのか、どちらかが正しいのか、どうですか、明確に答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 両方正しくて、矛盾しておりません。

というのは、この昭和四十七年当時、集団的自衛権と憲法との関係で示された基本的な論理に言うところの、外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるとは、我が国に對する武力攻撃が発生した場合のみであると認識をされておりました。この「自衛行動の範囲について」は、そのような認識の下で、従来からのいわゆる自衛権発動の三要件を前提として、我が国に對し外部からの武力攻撃がある場合において、憲法第九条が許容している自衛行動の範囲について説明したものでありまして、二つの資料が矛盾するものとは考えておりません。

○小西洋之君 今の中谷大臣の答弁はもうずつと繰り返している詭弁の答弁なんですけれども、関係ないんですね、事実認識は。

法理として、憲法九条の下において集団的自衛権の行使が許される法理、論理が、政府見解として書かれているかどうかが問題なんです。防衛庁のこの政府見解、この中には限定的な集団的自衛権は許容しないと、していないと明確に答弁をなされました。ところが、昭和四十七年政府見解にはこれはあるというふうに言っています。あると言っているのは安倍内閣だけですけども、ないんですけども。

もう一度答弁をお願いいたします。昭和四十七年政府見解には限定的な集団的自衛権があると安倍内閣は主張する。しかし、今自らお認めになりました、同じ日に出された防衛庁、あなたが率いる防衛省の、かつての防衛庁です、が作つた政府見解です。どっちが正しいんですか。

○国務大臣(中谷元君) 矛盾をいたしております。

この四十七年当時の集団的自衛権と憲法との関係で示された基本的な論理に言うところの、外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるとは、我が国に對する武力攻撃が発生した場合のみであると認識をされておりました。

「自衛行動の範囲について」は、そのような認識の下で、従来からのいわゆる自衛権発動の三要件、これを前提として、我が国に對し外部からの武力攻撃がある場合において、憲法九条が許容している自衛行動の範囲について説明したものでありまして、この二つの資料が矛盾しているものであるとは考えておりません。

○小西洋之君 先ほどの山口繁最高裁長官、インタビューでこういうふうにおっしゃっています。昭和四十七年政府見解ですね、そこに、集団的自衛権が憲法上許されないと書いてあるものを許されるというふうにする、こんなプラスとマイナスが両方成り立てば、憲法解釈とは言えないという

ふう言っているわけですけども、まさに今ここにプラスとマイナスが具体例として存在しているわけですね。

四十七年見解の中には限定的な集団的自衛権はあるというふうに安倍内閣はおっしゃっている。しかし、当時の防衛庁の出した政府見解、全く同じ日に参議院の決算委員会に出した政府見解、しかも同じ質疑者に基づくものです、は限定的な集団的自衛権はないというふうに言っているんです。プラスとマイナスなんです。

山口長官のお考えが正しい、憲法違反のことをしているんじゃないんですか。

○国務大臣(中谷元君) 基本的な論理に基づいて当時の当てはめとして書いたわけでございますので、矛盾はしていません。

○小西洋之君 防衛庁の政府見解に書かれている、我が九条の下において許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権の発動の三要件、飛ばします、に該当する場合には限られると解している、これは当てはめなんです。違ひますよ。憲法規範そのものですよ。これは当てはめなんです。

○国務大臣(中谷元君) 当てはめの結果だと思っております。

○小西洋之君 では、政府統一見解を求めます。これは当てはめの結果ではなくて憲法規範そのものなんですけれども、これが当てはめの結果であるという論理的な理由を委員会に提出いただきませうというお願いいたします。

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまの件に關しましては、後の理事会にお話をお諮りをいたします。

○小西洋之君 では、今の中谷大臣の答弁が全くの間違ひであることを決定的な証拠でお示しをさせていただきます。

防衛庁の資料を一枚おめくりただけです。防衛庁の資料を一枚おめくりただけです。防衛庁の政府見解ですね、一枚おめくりただけですか、中谷大臣。お手元にあります一枚おめくりただけですか。起案文書が現れます。昭和四十七年十月十三日に決裁されている起

案文書です。この長官という判ごですね。防衛庁の政府見解です。秘書官、大臣を補佐してください。この長官という決裁欄の、その長官のお名前を讀み上げていただけますか。

○国務大臣(中谷元君) 吉國長官です。

○小西洋之君 実は、この防衛庁の政府見解というのは、この昭和四十七年政府見解を作つた吉國長官が決裁しているものなんです。なぜかといいますと、防衛庁は、この政府見解を参議院の決算委員会に出すに当たつて内閣法制局と同じ憲法九条の解釈を聞いたものだから、それを内閣法制局に協議をしたんですね。それを受け止めた法制局が協議を決裁しているわけです。吉國長官、真田次長さんは、「了」として、角田第一部長は「角」というサインをされています。

もう一度、中谷大臣に伺います。中学生が考えても分かる、もう不正です、詭弁です。誰が考えても分かる真つ黒な憲法違反です。同じ吉國長官たち、内閣法制局の幹部が決裁した防衛庁のこの政府見解は、我が国九条の下で武力行使ができるのは、我が国に武力攻撃が発生したかつての三要件の下、それに限られる。かつ、あなたは、限定的な集団的自衛権は許容していません。この政府見解は、と明確に答弁をされておりました。しかし、安倍内閣は、この四十七年政府見解、内閣法制局の政府見解については限定的な集団的自衛権が含まれると言いました。

同じ人たちが作つたものに、なぜプラスとマイナスが出るんでしょうか、限定的な集団的自衛権があるとならないんでしょうか。なぜあるとならないんでしょうか、明確に答弁をください。

○国務大臣(中谷元君) 当時の基本的な論理に基づいて当てはめた結果、そのように認識をしてきたということでございます。

○小西洋之君 その当てはめという意味が分からないんですけども、意味が分からないというのは、全くのしようがない、もう答えようがない詭弁を言っているだけでございます。もうこれ、常識論の闘いなんです。中学生や高校生でも分か

ような、解釈改憲では単なる不正、広辞苑でいうところのインチキの上に成り立っているわけです。もう論理的に答えようがないから、論理的に整合しないことを必死に言い張っているわけでございます。

じゃ、中谷大臣に伺います。この四十七年政府見解とこの防衛庁の政府見解、憲法九条の解釈として同じなんですか、あるいは解釈として違うんですか。

○国務大臣(中谷元君) 基本的な論理につきましては、文言で書かれていますけれども、自衛の措置、これが認められているわけでありまして、それに当てはめてみた結果であるということでございます。

○小西洋之君 もう一度中谷大臣に伺うんですけども、もう何回言ってもその当ではめという訳の分からない答弁しかされないんでしょうけれども、これ、明確に、安倍内閣の見解によれば、今大臣答弁したとおりですよ。二つの憲法九条の解釈が、同じ日に参議院に提出された政府見解で存在することになるんです。どっちが正しいのか。当たり前です、防衛庁の政府見解が正しいんです。本来、この四十七年見解も正しい解釈なんですけれども、それをねじ曲げているところでございます。

じゃ、中谷大臣に、また重ねて伺わせていただきます。

先ほど横島長官に読み上げていただいた資料をちょっとおめくりをいたしまして、たかさんの資料の方ですね、六ページを御覧いただけますか、六ページ。

実は、この昭和四十七年政府見解と防衛庁の政府見解を作った三人の方のうち角田当時第一部長ですけれども、内閣法制局長官になられた方で、最高裁の判事も務められた方です。最高裁の判事も務められた、憲法の番人でもあった方ですけれども、その方のインタビュー記事が載っております。

高校野球の野球球児の写真がありますけれども

も、その隣に下線を引いていますね。この下線を引いた文章を読み上げていただけますか、中谷大臣。

○国務大臣(中谷元君) 横島君がそう言っているの。そう分析した記憶はないし、そう理解はなかったと思いますね。ここに書かれている外国の武力攻撃は、日本そのものへの攻撃のことです。日本が侵略をされていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった。これを根拠に憲法改憲なんて夢にも思っていなかった。いや、よく掘り出したものだね。

○小西洋之君 今まさに読み上げていただいたの昭和四十七年政府見解、外国の武力攻撃という裸の言葉を、我が国に対する外国の武力攻撃に決まり切っている、それしかない、防衛庁の政府見解はまさに我が国に対する武力攻撃しか言っていないです。まさにそうなのに、同盟国に対する武力攻撃も読めるというふうに言っている集団的自衛権をつくり出しているんですけれども、それを真つ向から作った方が否定されているんです。

中谷大臣に伺います。

この角田元長官、元最高裁判事の、見解を作った本人ですが、これは間違いないんでしょうか。中谷大臣、どうぞ。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 昭和四十七年の政府見解は、その結論は、まさに我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみ武力の行使ができるということでありまして、従来の自衛権発動の三要件そのものが結論でございます。これすなわち、御指摘の、当時の防衛庁の提出ペーパーの内容とも全く整合するものでございます。

昭和四十七年見解の法理と云い、また①、②の基本論理と申し上げているのは、その結論を導くその前提としての物の考え方でございます。つまり、憲法九条の下でも我が国として自衛権の行使が許される、なぜかということでございます。我が国として憲法九条の下でも自衛権は否定されていないこと、しかしながら、最小限であつて、

まさに国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する必要最小限のもののみが許されるという考え方を述べているわけでございます。

そこで、その結論に至る前の事実認識、当時の事実認識としましては、これに該当する場合は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識を前提にしていると述べているわけでございます。御指摘の元法制局長官の答弁、答弁ではないですね、週刊誌の記事でございますね、この引用部分も、まさに当時の事実認識を述べているものと理解しております。

○小西洋之君 まさに安倍総理の顧問弁護士、法の番人ではなくて安倍総理の顧問弁護士らしい立派な三百代言でございます。

全国の弁護士を始め、法律の専門家に申し上げます。今、横島長官がある答弁した詭弁ですけども、八月三日に私の質疑において政府統一見解を求めて、既に委員会の理事会に提出されております。私のホームページで公開しております。家の総力を挙げてこの安倍内閣の空前絶後の、あえて申し上げます、クーデターです、これを阻止していただきたいと思っております。

じゃ、この週刊誌の記事のもう一ページをおめくりいただけますか。

これ一言だけ申し上げますけれども、これ私、何度でも中谷大臣にもやらせていただきましたけれども、この昭和四十七年政府見解を作った吉田國長官、真田次長、角田第一部長、皆さんが、昭和四十七年政府見解の中には限定的な集団的自衛権も含めて影も形も存在しないということを答弁で明確に明言をしております。

作った三人の本人が安倍内閣の見解を全否定しているんです。

じゃ、次のページ、おめくりいただけますか。これは、昭和二十九年六月の二日に参議院の本会議で可決された参議院の本会議決議でございます。中谷大臣も何回も伺ったことがあります。

ど、上から十行目ぐらいの黒い文字、ゴシック体、御覧いただけますか。憲法九条の「自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るという具体的場合に限るべきもの」であるというふうに言っております。

これは、先ほどの中谷大臣がお認めになつた防衛庁の政府見解の旧三要件と同じ考え方であるという理解でよろしいですか。

○国務大臣(中谷元君) 御質問の参議院の本会議決議は、昭和二十九年六月二日の自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議であると承知しております。

御指摘の本会議決議の有権的な解釈につきましては行政府としては申し上げる立場にはございませんが、それから、現在におきまして非常に想像も付かないほど状況が変化をしております。今や脅威は容易に国境を越えてくる時代となりまして、もはやどの国も一国のみでは自国の安全を守れない時代となりまして、こういった安全保障環境の大きな変化を踏まえれば、新三要件の下に、他国に対する武力攻撃であつても、我が国の存立を全うし国民を守るための必要な自衛の措置として限定的な集団的自衛権の行使が許されると判断に至つたものでございます。

この平和安全法制につきましても、自衛のための必要最小限の武力の行使しか認められないという従来の政府見解における憲法九条の解釈の基本的な論理、これは全く変わつておらず、合憲性と法的安定性は確保されると認識しております。

○小西洋之君 大臣が食い込んでしまいましたの。この今の本会議決議、最後御覧いただけますか。「憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を掃蕩する上からいつても、海外に出動せず」ということを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思

うのであります。」というふうに言っております。つまり、憲法の解釈改憲を禁止する本会議決議なんです。

鴻池委員長が先日、八月の三日、貴族院が止められなかったあの軍部の戦争に至った道というものを十分反省しながら参議院の存在を一生懸命つくり上げたという、まさに参議院の趣旨をかなえる決議であるかと思えます。

こういう安倍内閣の解釈改憲と矛盾する本会議決議があるのに、参議院の本会議を開かずに六十日ルールということが言われておりますけど、そんなことをするのは参議院の否定そのものであるということをお大臣ほか皆様に申し上げまして、私の質疑とさせていただきます。ありがとうございます。

# ワイド特集 フルスイングな人たち



**本誌独占 直撃**

## 「集団的自衛権は想定外」 政権が依拠する「72年政府見解」 作成の元法制局長官(9)が激白

安倍政権の憲法改正の議論が、いよいよ本格的に動き出した。その中で、集団的自衛権の行使容認が最大の争点となっている。この議論の中心には、72年政府見解の作成に関与した元法制局長官(9)の発言が注目されている。

「集団的自衛権の行使は想定外」という発言は、安倍政権の憲法改正の議論に大きな影響を与えている。この発言は、72年政府見解の作成に関与した元法制局長官(9)の発言である。この発言は、安倍政権の憲法改正の議論に大きな影響を与えている。

「72年政府見解」は、72年政府見解の作成に関与した元法制局長官(9)の発言である。この発言は、安倍政権の憲法改正の議論に大きな影響を与えている。

「72年政府見解」は、72年政府見解の作成に関与した元法制局長官(9)の発言である。この発言は、安倍政権の憲法改正の議論に大きな影響を与えている。

「72年政府見解」は、72年政府見解の作成に関与した元法制局長官(9)の発言である。この発言は、安倍政権の憲法改正の議論に大きな影響を与えている。

(小西洋之委員資料)

角田氏(89年参議院)は法制局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を容認しない。憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも発言している。

角田氏は、89年参議院議員として、法制局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を容認しない。憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも発言している。



角田氏は、89年参議院議員として、法制局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を容認しない。憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも発言している。

角田氏は、89年参議院議員として、法制局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を容認しない。憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも発言している。

角田氏は、89年参議院議員として、法制局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を容認しない。憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも発言している。

角田氏は、89年参議院議員として、法制局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を容認しない。憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも発言している。

平成27年9月4日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会  
民主党・新緑風会 小西洋之  
出典：週刊風会 小西洋之  
25 2015.8.28

【参照】

47.10.14

自衛行動の範囲について

憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の要件（わが国に対する過剰不正な侵害があること）の場合に他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の武力行使にとどまらなければならない場合に限られると解している。

わが国に対して外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土・領海・領空に侵入し、又はわが国の領土・領海・領空に侵入し、わが国に対して武力行使の目的をもつて攻撃した部隊を他国の領土・領海・領空に派遣することである。この場合、自衛権の発動は、わが国に武力攻撃の懸念にさらされるものとして、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海・公空に及ぶことができるものとして解している。

いわゆる「海外派兵」については、その用途の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものである。この点については、一応、「いわゆる海外派兵とは、戦術的には武力行使の目的をもつて派遣した部隊を他国の領土・領海・領空に派遣することである。」と定めておいた。このように海外派兵は、憲法に許容されないものとして解している。

わが国に対して防衛態勢化による攻撃が行われた場合、その場合において必要最小限度の自衛権を行使し、わが国の領土・領海・領空に侵入し、わが国に武力攻撃の目的をもつて攻撃した部隊を他国の領土・領海・領空に派遣することである。この場合、自衛権の発動は、わが国に武力攻撃の懸念にさらされるものとして、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海・公空に及ぶことができるものとして解している。

自衛権の発動は、わが国に武力攻撃の懸念にさらされるものとして、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海・公空に及ぶことができるものとして解している。

平成27年9月4日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会  
 民主派・新緑風会 小西洋之  
 出典：昭和47年10月14日参議院決議委員会提出資料「自衛行動の範囲について」（防衛庁47.10.14）より小西洋之事務所作成

178

ろ、当局に対して特に異を申し立てるに及ばないとき  
 えるか、いかに。

御高教を仰ぎます。

内閣法制局

昭和四十七年一月一三日起案 昭和四十七年一月一三日決裁 主査

第一部長 参事官 参事官補

長 官 國持

次 長 了 総務主幹 國持

自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員から折衝に  
 対し提出要求があった標記の資料（別添）について、  
 同席から与右の見解を求められたが、検討したところ

内閣法制局

